

## 海外情報

### カナダの税務行政と税制の概要

国税庁国際業務課（長期出張者）

岸 本 真

#### ◆SUMMARY◆

国税庁においては、わが国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、カナダに派遣された職員が、同国の主要な税制及び税務行政について最新の状況を解説したものである。

(税大ジャーナル編集部)

目 次

はじめに	214
Ⅰ カナダの概要	214
Ⅱ カナダの歴史	215
Ⅲ 歴史と制度のつながり	215
Ⅳ 税制	216
1 個人所得税	216
2 法人所得税	219
3 財貨サービス税	221
Ⅴ 税務行政	221
1 所掌	221
2 組織機構	222
3 プログラム及び機構別職員数	224
4 職員の採用と研修	225
5 納税者行動の分析	226
6 賦課・徴収における事務運営	227
7 権利救済制度	231
8 納税者サービス	232
9 国際課税関係	235
10 IT化の状況	237
おわりに	238

はじめに

本稿はカナダの税制・税務行政について概要を示すとともに、日本との比較で興味深いと筆者が考える点について、現地の最新の動向を含めて説明を行ったものである。したがって、本稿におけるコメントや意見は、全て筆者の個人的な見解である。

データ等については、特に断りがない限り、2010年3月時点で入手できたもののうち、最新のものを掲載している。また、為替レートは1カナダドルにつき90円で計算している。

Ⅰ カナダの概要

カナダは10の州と3つの準州からなる連邦国家で、立憲君主制と議会制民主主義を採用している。

人口は約3330万人（2008年）、毎年20万人以上の移民受け入れを行う移民国家で、1971年に西洋諸国で初めて多文化主義政策<sup>(1)</sup>を採用し、200以上の民族が40カ国以上の言語を使用して生活している。

世界第2位の国土を持ち、豊富な天然資源（石油埋蔵量はサウジアラビアに次いで世界第2位）や農産物が有名であるが、近年ではGDPの約7割がサービス産業であり、経済における米国との結びつきが非常に強い。

1990年初頭には危機的であった国家財政を歳出削減<sup>(2)</sup>により好転させ、1997年に降は10年にわたって単年度黒字を実現。現在では、先進7カ国メンバー中、累積債務残高の対GDP比が最も低い。

## II カナダの歴史

フランスが、現在のカナダ東岸のケベック州に初めて到達し、「フランス国王万歳」と記した十字架を打ち立てたのは、1534年と言われている。フランスの国内内乱により、一時的にフランスの探検活動は中止されたが、その後、英仏植民地戦争によってフランスが敗北する 1760 年までは、ヌーベルフランス（フランス領）時代と呼ばれている。

この時代の特徴として挙げられるのが、先住民に対するアメリカとカナダの政策の違いである。アメリカでは強制的な手段によって開拓・植民地化が行われたのに対し、カナダでは先住民との同盟関係を可能な限り維持しながら、毛皮交易（主にビーバーの毛皮等）を中心とした繁栄が築かれていった。このことは、現在においても、カナダの人々がアメリカとの違いを意識し、先住民や移民との平和的共存を志向する、大きなバックボーンとなっている。

1763 年のパリ講和条約によって、正式にフランス植民地時代の終了が宣言されたが、フランス系住民の人々はカナダ（現在のケベック州）に残ることを選択し、統治者であるイギリス側も、きわめて保守的で秩序の保たれたフランス系住民社会を認める立場に立った。彼らフランス系住民は、フランス国内の内乱とその後のフランス革命を経験する前からカナダに移住をした人々であり、きわめて封建的・保守的で秩序的な気質を備えていた。

その後、1775 年に勃発したアメリカ独立革命によって、カナダの住民はアメリカ側の侵略を受けることとなる。このアメリカ独立革命以降、アメリカ人となることを望まないという点で一致した、保守的なイギリス系カナダ人（いわゆる王党派と呼ばれる人々）と、フランス系カナダ人の共存が始まったが、これが現在のカナダ人の保守

的・穏健的な気質の根源であると言える。

そして、1867 年に発効した英領北アメリカ法によるカナダ自治領の誕生（現在の東部 4 州）から、いわゆるコンフェデレーション（いくつかのイギリス植民地がイギリスの支配を脱し、カナダとして連合していく動きを指し、暴力革命でなく穏健な政治改革が行われた）が始まり、続いて 1926 年の外交権獲得、さらに 1931 年のウェストミンスター憲章（英連邦諸国は英国と対等であるとした英国議会決議）によって実質的な独立を達成、1982 年のカナダ憲法成立により真の独立国家としての地位を確立した。

## III 歴史と制度のつながり

カナダがフランスとイギリスの植民地活動を経ながらも、アメリカと違って「革命」を経ずに、長い年月をかけて保守的な政治風土の下に発展・確立してきたことは、カナダ人の自由よりも平等を好む国民性や、強い遵法精神に大きく影響を与えてきたと考えられる。

政治機構と司法制度は、英国の影響を強く受けているが、国家の成り立ちから先住民・移民との共存を強く意識した国づくりが行われ、基本的に「大きな政府」を志向し、福祉・教育・雇用政策を重視し、多文化主義を標榜して活力ある移民国家を目指している。

これらの基本理念は、税制・税務行政にも色濃く反映されており、低所得者層を厚く保護するための所得税額控除や、財貨サービス税（日本の消費税に当たる）における基礎食料品等の免税と給付付き税額控除、さらに、社会保障プログラムを正確・迅速に執行するための手段として、年金・雇用保険料と税の一体徴収、申告と各種手当の申請一元化などが特徴的である。

## IV 税制

### 1 個人所得税

#### (1) 特徴

所得の分類に違いがあるが、各所得を合計した所得が課税所得となる、完全な総合所得課税制度となっている。また、所得税法（Income Tax Act）の中で法人所得税に関する規定も設けており、事業所得に関する規定は、個人事業者だけでなく、法人にも共通して適用される。

1988年の改正により、高額所得者に有利な所得控除中心の体系から、低所得者に配慮した税額控除中心の体系に改められた。

また、低所得者配慮の制度として、児童手当（Canada Child Tax Benefit）や勤労所得手当（Working Income Tax Benefit）等の給付付き税額控除制度があるが、これらは、一定の条件の下に、支払税額に関わらず全額を給付する形式のものであり、実態は社会保障プログラムに近い制度である。

#### (2) 申告等

課税期間は暦年であり、申告期限は翌年の4月30日である（個人事業者については、6月15日）。

カナダ国内の被用者は、給与所得から所得税・カナダ年金基金（CPP：Canada Pension Plan）・雇用保険料（EI：Employment Insurance）の掛金が、まとめて源泉徴収される（年末調整はなし）。

また、雇用者（個人事業者）についても、所得税の申告書上で、これらの社会保険に係る保険料の支払いが完結する仕組みとなっている。

源泉徴収されない事業所得・投資所得等に係る税額が一定額を超える者は、四半期ごとの予定納税をする必要がある。

#### (3) 課税所得

カナダでは全世界所得課税の原則を

採用している。

#### ① 雇用所得

給料や賞与役員報酬等のほか、雇用に関連して受領した課税対象のベネフィットが含まれる。

#### ② 事業所得

公正な会計基準に則って計算することが基本となっているが、費用の合理性基準（必要かつ合理的な費用のみ税務上の控除が可能）や減価償却の方法等については会計基準との違いがみられる（「2 法人所得税」参照）。

関連事業者間の取引について、日本の移転価格税制に似た規制があり、国際間取引だけでなく、国内取引（州をまたぐ取引等）にもこの規定が適用される（所得税法251条）。

#### ③ 資産所得

利子・配当・賃貸料・ロイヤルティ等について課税される。

#### ④ キャピタルゲイン

不動産や株式・債券及び投資信託等の資本資産（Capital property）のキャピタルゲインについては、その2分の1を課税所得とする。減価償却資産（事業用資産）もその対象となる。

キャピタルゲインの計算に当たっては、資本資産の売却価額から取得価額を差し引いて計算し、過去に事業所得から控除した減価償却累計額は処分時の所得として加算する。したがって、減価償却後の簿価より低い価額で処分した場合はキャピタルロスが計上される。

キャピタルロスについては、同じくその2分の1が控除対象となり、3年間の繰戻、又は無制限の繰越が認められる（他の所得からの控除は認

められない。

なお、カナダでは資産の相続・贈与は「みなし譲渡」とされ、キャピタルゲイン課税が行われる。

⑤ その他の所得

年金や登録退職貯蓄基金<sup>(3)</sup>の取崩等。

⑥ 損失の繰戻と繰越

キャピタルゲイン以外の所得の合計がマイナスとなる場合（非キャピタルロスと呼ばれる）は、3年間の繰

戻と20年間の繰越が認められる。<sup>(4)</sup>

(4) 所得控除

給与所得控除は限定的であり、勤務に使用した自家用車に係る一定の費用や勤務先変更に係る引越費用等が該当する。

その他、登録退職貯蓄基金への一定の拠出額や、年金制度への拠出金等が控除可能であるが、所得控除は日本と比べかなり限定的である。

(5) 税率

(2009年度)・・・4段階の累進税率

ドル超 (A)	ドル以下	Aに対する税額 (B)	Aを超える額 に対する税率 (C)
0	40,726	-	15.00%
40,726	81,452	6,109	22.00%
81,452	126,264	15,069	26.00%
126,264	-	26,720	29.00%

(6) 税額控除

① 人的税額控除

基礎控除を基に、年齢や配偶者の有無、扶養家族の状況を加味して算定される。2009年の基礎控除は1,548カナダドル（約14万円）である。

② 教育費税額控除

子女や配偶者（事実婚<sup>(5)</sup>を含む）が大学教育等を受けている場合<sup>(6)</sup>で、受講者本人の所得から控除しきれない授業料等がある場合には、未控除の授業料に関して税額控除を受けることができる。

この場合、大学等の授業料とテキスト代（テキスト代は月額465カナダドルまで）の合計額から、本人の

所得を控除した残額の15%が、税額控除となる。該当年度で控除しきれない税額がある場合は、翌年以降に繰り越すことができる。

③ 医療費税額控除

カナダの市民権又は永住権を持っている者は、歯科治療費を除く医療費が無料となっているが、一部の保険適用外の治療についても、税額控除が認められている。2009年度では、所得の3%と2,011カナダドル（約18万円）のいずれか少ない方の金額を超える医療費について、その15%が税額控除となる。

④ カナダ年金基金掛金（CPP）又は

雇用保険料 (EI) 税額控除  
年金基金掛金及び雇用保険料の15%、最大で427カナダドル(約3万8千円)が税額控除となる。

⑤ 寄付金税額控除

認定された教育機関や教会等への寄付金のうち、200カナダドルまではその15%、200カナダドルを超える部分については29%が税額控除となる。なお、所得の75%が寄付金の上限となっている。

⑥ その他

障害者税額控除、老年者税額控除、配当税額控除や外国税額控除等がある。

(7) 給付付き税額控除

所得等を基準とした一定の条件の下に、支払税額に関わらず全額を支給する形態をとっており、個人所得税の申告書で毎年申請を行う。実態は低所得者向けの社会保障プログラムである。

① 児童手当

18歳未満の子女と同居しており一定の条件を満たすカナダ居住者等<sup>(7)</sup>は、子供1人当たり年間1,340カナダドル(約12万円)の児童手当を受給できる。配偶者等を併せた世帯所得が、年間38,832カナダドル(約350万円)を超える場合は、その超えた額の2%相当額が支給額から控除される。

② 勤労所得手当

19歳以上の勤労者等で所得が一定額に満たない個人又は世帯<sup>(8)</sup>は、勤労所得手当を受給できる。

年間支給額の上限は、個人で925カナダドル(約8万3千円)、世帯で1,680カナダドル(約15万円)である。

③ その他

日本の消費税に当たる財貨サービ

ス税 (Goods and Service Tax) について、GST クレジットと呼ばれる給付付き税額控除制度がある。同じく、個人所得税の申告書上で申請を行う。詳細は「3 財貨サービス税」参照。

(8) ミニマムタックス

特定の企業や特定の高額所得者が、各種の節税手法を用いて過度に納付税額を減少させる事に対処するための税制で、1986年に導入された。Alternative Minimum Tax (AMT) と呼ばれ、納税者は、通常の方法で計算された税額と、AMTの方法により再計算された税額のうち、いずれか多い方の金額を納付する必要がある。

(AMT 税額の計算方法)

- ① 通常の方法で計算された課税所得に、減価償却やパートナーシップ並びにタックスシェルターによる所得控除額を加算し、キャピタルゲインの30%を加算(結果的にキャピタルゲインの80%が所得となる)するなどの調整を加える。
- ② AMTの基礎控除として40,000カナダドル(約360万円)を控除する。
- ③ ②で計算された調整後の所得に、15%の税率を掛けて税額を算出する。
- ④ AMTにかかる税額控除(配当税額控除や投資税額控除等以外の税額控除)を適用して、AMT税額を計算する。

AMT計算の結果納付した追加所得税は、翌年以降、通常の税額がAMT税額を上回る場合に、繰越控除が認められる(繰越は7年まで)。したがって、AMTによる納付税額は、将来の税額の前払い的性格を有している。

## 2 法人所得税

### (1) 特徴

カナダに居住していると認められる会社は、キャピタルゲインを含めた全世界所得についてカナダで課税される。居住の判定は、管理支配基準により行われ、取締役会に相当する意思決定がカナダで行われている場合には、全てカナダ居住会社とみなされる。

個人所得税と同じく所得税法を根拠としているため、所得の計算については、個人と法人についての規定に差はなく、両者間において課税の公平が図られている。

カナダ人支配非公開会社 (Canadian Controlled Private Corporation、以下「CCPC」<sup>(9)</sup>という) に対する軽減税率の適用や、非居住者に対する「課税対象カナダ資産」<sup>(10)</sup>の譲渡益課税など、国内企業や資産への配慮を税制に反映している。

2008 年より段階的な法人税率の引き下げが行われており、2012 年には 15% (一般会社) となる予定である。

### (2) 申告等

課税期間は会計期間と同一とし、53 週間を超えない期間とする。

会社決算日から6カ月以内の申告を要し、納税については会社決算日から2カ月目の月末までに納付する (CCPC については3ヶ月目の月末)。

直近の課税期間における法人税が一定額を超える場合は、毎月の見積納付を行う必要がある。

なお、連結納税制度は導入されていない。

### (3) 課税所得

事業所得、資産所得、及びキャピタルゲインで構成され、各所得の計算の仕方や、損失の繰戻と繰越、及びミニマムタ

ックスの規定等については、個人所得税の場合と同様である。

投資事業又は人的役務提供事業以外の事業を営む法人の事業所得は、積極的事业所得 (Active Business Income) と呼ばれ、CCPC については、この積極的事业所得について軽減税率が適用される。

### (4) 配当所得について

資産所得のうち、配当所得については以下の取扱いがある。

#### ① 公開会社

公開会社 (カナダ居住会社のうち、カナダ証券取引所に上場されているもの) が他のカナダ居住会社から配当金を受取った場合は、受取配当金控除として課税所得から全額控除される。

#### ② 非公開会社等 (CCPC を含む)

非公開会社等<sup>(11)</sup>が他のカナダ居住会社から配当金を受取った場合は、課税所得には含まれないが、受取額の3分の1が還付可能配当税 (Refundable Dividend Tax on Hand、以下「RDTOH」という) として徴収される。<sup>(12)</sup>

その後、当該非公開会社等自身が配当を行った場合には、支払配当金の3分の1ずつ、このRDTOHが還付される仕組みとなっている。

#### ③ 国外関連会社からの配当等

カナダ居住会社が、積極的事业 (投資事業又は人的役務提供事業以外の事業) を行っている国外関連会社<sup>(13)</sup>から配当を受けた場合は、その全額が課税所得から控除される (それ以外の場合は間接税額控除が可能)。

なお、一定の条件を満たす国外関連会社が、国外源泉の資産所得 (積極的事业以外の事業で使用している資産のキャピタルゲインを含む) を

有する場合は、カナダにおいて発生主義で課税される。

(5) 減価償却について

会計上の減価償却費は益金に算入し、税務上は Capital Cost Allowance (以下「CCA」という) が損金に算入される。

CCA は事業区分及び資産区分毎に計算され、各資産区分ごとの未償却残高に標準償却率(機械設備等は 20%) を掛けたものが CCA の上限となる。

土地、棚卸資産、及び事業目的以外で取得した資産等は、CCA の控除が認めら

れない。

無形固定資産のうち、有効期間のあるものは、取得価額の 100% を定額法で償却する一方、営業権やライセンス等の特定の無形資産 (Eligible Capital Expenditure と呼ばれる) については、取得価額の 4 分の 3 を適格資本累計 (Cumulative eligible capital account) に加算したうえで、毎年 7% の定率法で償却することが認められている。

(6) 税率

① 一般会社 (General Corporations)

年度 (当年中に始まる事業年度)	税率 <sup>(14)</sup>
2009 年	19%
2010 年	18%
2011 年	16.5%
2012 年以降	15%

② カナダ人支配非公開会社 (Canadian Controlled Private Corporation)

年度 (当年中に始まる事業年度)	積極的事业所得		投資所得(資産所得及びキャピタルゲイン)
	C\$500,000 以下	C\$500,000 超	
2009 年	11%	19%	28%+6.7% <sup>(15)</sup>
2010 年	11%	18%	28%+6.7%
2011 年	11%	16.5%	28%+6.7%
2012 年以降	11%	15%	28%+6.7%

(7) 州法人所得税

カナダにおける 13 の州及び準州では、その管轄内にある恒久的施設に帰属する所得について、州法人所得税を課している。州法人所得税の税率には、高税率と低税率の 2 種類があり、CCPC の一定額以下の積極的事业所得には低税率が課されることとなっている。

2009 年の低税率は 2.5% から 8.0%、高税率は 10% から 16% と各州等ではばらつきがあり、州によっては製造加工業者等に軽減税率を適用しているところもある。

なお、州法人所得税は、連邦法人所得税及び州法人所得税において、損金算入が認められない。

(8) その他税制上の優遇措置

- ① 国内投資（地域開発）の優遇措置（各州ごと）
- ② 科学的研究に係る経費及び資本的支出（建物を除く）の一括損金算入
- ③ 研究開発費の 20%又は 35%（CCPC のみ）の税額控除
- ④ 特定地域における資本的支出の 10%税額控除
- ⑤ 映画ビデオ制作に係る人件費の 16%又は 25%の税額控除

3 財貨サービス税

(1) 概要

財貨サービス税（GST: Goods and Service Tax）は、1991年に、それまで存在していた Federal Sales Tax の逆累進性を解消するため、低中所得者への所得税率引き下げと、GST クレジット（給付付き税額控除）の導入とセットで施行された。税額控除にはインボイス方式が採用されている。

(2) 税率

5%（但し、ニューファンドランド・ラブラドール州、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州では、州売上税と統合されて 13%（HST: Harmonized Sales Tax）

(3) 課税事業者等

直近 4 四半期の課税売上高が 3 万カナダドル（約 270 万円）超の事業者（但し、学校、病院、慈善団体等の公共団体については、5 万カナダドル超）。年税額 1,500 カナダドル（約 13 万 5 千円）以上の事業者は 4 半期ごとに中間納付を要する。

(4) 免税及び非課税

- ① 免税（仕入税額控除可）
  - 日用食料品、農畜産物、水産物、処方箋による医薬品、医療用器具、

輸出、国際旅客輸送 等

② 非課税（仕入税額控除不可）

中古住宅の販売、住宅の賃貸、医科歯科の治療サービス、託児所、橋・道路の通行料金、弁護士費用、学費、音楽レッスン料金、金融サービス、保険、政府・公共団体・NPO・慈善団体の行う資産譲渡 等

(5) GST クレジットについて

19 歳以上のカナダ居住者で、年間所得が 32,312 カナダドル（約 290 万円）以下の個人又は世帯は、GST クレジットを受給できる。受給額は家族構成によって定められており、夫婦と子 2 人世帯で、年間 756 カナダドル（約 6 万 8 千円）、年間所得が上記基準額を超えた場合は、その超えた金額の 5%が、受給額から控除される。

児童手当や勤労所得手当と同じく、所得税申告書上で受給申請を行う。

V 税務行政

1 所掌

税務の執行は、カナダ歳入庁（CRA: Canada Revenue Agency）が行っている。CRA は、関税を除く連邦税の賦課・徴収、協定に基づく州税の徴収<sup>(16)</sup>、社会保険料（公的年金、雇用保険）の徴収及び社会保障給付（児童手当給付、GST クレジット等）を担当している。<sup>(17)</sup>

なお、CRA は財務省（Department Finance of Canada）とは別組織であり、歳入大臣（Minister of National Revenue）が管轄している。

関税については、カナダ公共安全省（Public Safety Canada）の外局である、カナダ国境業務庁（Canada Border Service Agency）が所掌している。

## 2 組織機構

### (1) 長官等幹部及び運営委員会

CRA は、歳入大臣、長官及び運営委員会が、それぞれの責任を分担して運営されている。

#### ① 歳入大臣

CRA の業務と税法及び租税政策の執行に関して、連邦議会に対する説明責任を有する。長官に対しては、所管事項の遂行に関する指揮・命令権限を有する。また、運営委員会の権能・責任に属することであっても、国家財政に重要な影響を与える事項等について、書面により指示を行うことができる。

#### ② 長官

CRA の日々の業務を監督し、運営委員会への説明責任を負う。また、税法及び租税政策の執行について、歳入大臣を補佐、助言する。カナダ総督により任命され、任期は5年（再任可）。

#### ③ 運営委員会

運営委員会は、カナダ総督によって任命された15名の委員（内11名は州により推薦される）で構成され、CRA の組織運営について監督権限を有する。ただし、CRA の業務に関する監督権限はない。

### (2) 地方部局

地方部局は、5 国税局（Regional Office）、7 申告処理センター（Tax Center）、47 税務署（Tax Service Office）によって構成されている。

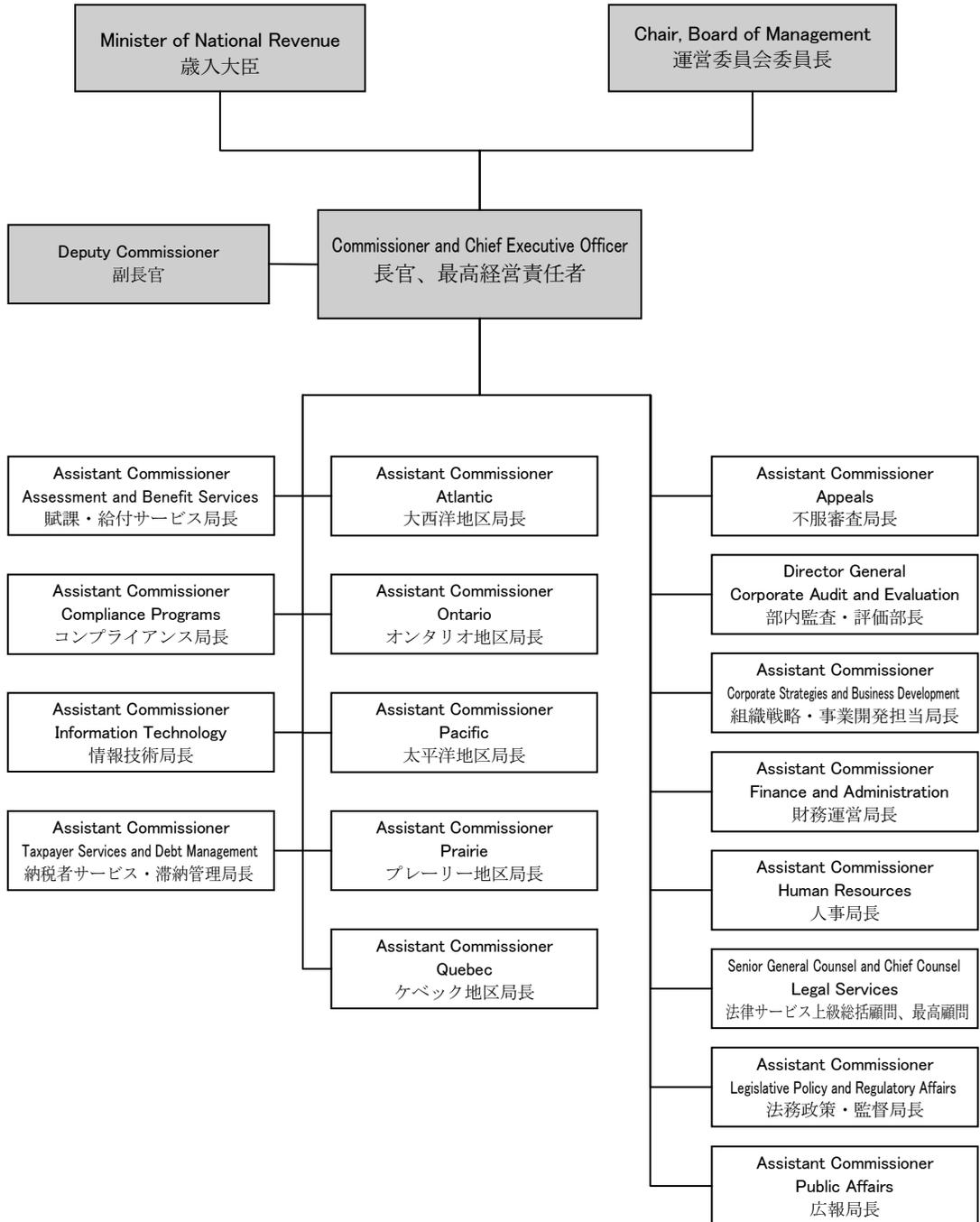
### (3) 沿革

1929 年：カナダ 国税省（Revenue Canada）として発足。

1993 年：カナダ 国税省の所掌範囲に関税が加わる。

1999 年：エージェンシー化され、カナダ 関税歳入庁（CCRA:Canada Customs and Revenue Agency）となる。

2003 年：関税部門が切り離され、カナダ 歳入庁（CRA : Canada Revenue Agency）となる。



3 プログラム及び機構別職員数

プログラムに分割して、各事務ごとのレビューを行っている。

(1) プログラム別職員数

CRA では、全所掌事務を以下の 6 つの

(2007 年度定員、フルタイム職員)

プログラム名	所掌事務	職員数	比率
Taxpayer and Business Assistance	税務相談、事前照会、法令解釈、登録年金計画、慈善団体	4,599	12.0%
Assessment of Returns and Payment Processing	申告書処理、資料情報マッチング、賦課通知書送付	8,638	22.5%
Accounts Receivable and Returns Compliance	無申告・未登録事業者把握、管理徴収、年金・雇用保険に係る調査	8,855	23.1%
Reporting Compliance	一般調査、査察調査、コンプライアンス評価	12,831	33.5%
Appeals	不服審査	1,490	3.9%
小 計		36,413	95.0%
Benefit Programs	社会保障の給付サービス	1,942	5.0%
合 計		38,355	100.0%

(2) 機構別職員数

(2007 年度)

機構	所掌事務	職員数	比率
本庁	全所掌事務の企画・立案・監督業務 大規模法人の調査等	8,160	21.3%
5 地方局	庁本部と署との連絡調整業務	109	0.3%
申告処理センター	申告書の收受、資料マッチング、賦課通知書の送付	8,106	21.1%
47 税務署	調査事務、徴収事務、税務相談事務	20,228	52.7%
コールセンター	税務相談の窓口、滞納に関する催告	1,752	4.6%
合 計		38,355	100%

#### 4 職員の採用と研修

##### (1) 採用

CRA は、エージェンシーであるため、独自に人事制度の企画・運用が可能である（但し、運営委員会の承認が必要）。ポストに欠員が生じた際に、下記の採用

区分及び職種区分に応じて募集し<sup>(18)</sup>、経験を考慮して初任給等が決定される（職種により俸給法が異なる）。また、官民及び各省庁間の人材の流動性が高く、民間企業等への転職後の復職も可能である。

採用区分	職種区分
I Indeterminate employees (フルタイム採用)	Executives (幹部)
	Managers (管理者)
	Audit (調査担当)
II Casual Employees (パートタイム採用)	Management Development (企画担当)
	Financial Scientific (内部管理担当)
III Term Employees (期間採用)	Service and Programs (納税者サービス担当)
	Information Technology (IT 担当)
	Human Resources (人事担当)

##### (2) 研修

CRA では、E-learning も含めて、754 の研修プログラムが用意されており、各職員は個人の研修計画に沿って、随時、研修を受講する。

本庁の人事局・教育研修部（職員数 130 名）が研修プログラムの企画を行い、対面研修については、本庁及び各税務署（Tax Center 及び Tax Service Office）の職員が実施する。

###### ① Individual Learning Plan (ILP)

各職員の研修計画と実績は、Individual Learning Plan (ILP) という社内 LAN プログラムで管理されている。どの研修を受講するかは、管理者との面談により決定され、LAN 上で承認を受けて初めて研修受講が可能になる。

職員のキャリア形成のためだけでなく、各職員の適性に関するデータベースとしての役割もある。

###### ② マネージメント研修

CRA では昇進試験に近い形で幹部志望者の研修を行っており、本庁主催の研修として一律のプログラムで運営している。

###### ③ コーチング・メンタリングの活用

CRA では特に OJT 研修を重視し、調査熟練者を調査に同行させ、コーチングやメンタリングを通じて実務的な能力を養成することに重点を置いている。

###### ④ E-learning の活用

CRA では、E-Learning に力を入れており、ライブ方式のものやゲーム方式のものを含め、様々なタイプの教材を開発している。すべての研修プログラムのうち 22%は、いわゆる E-Learning プログラムであり、2008 年度の新規開発プログラムのうち、67%は E-Learning を含むプログラムであった。

## 5 納税者行動の分析

CRA では、税務行政全体のデザインを考  
える際に、「納税者行動」の分析結果を非常  
に重要視している。

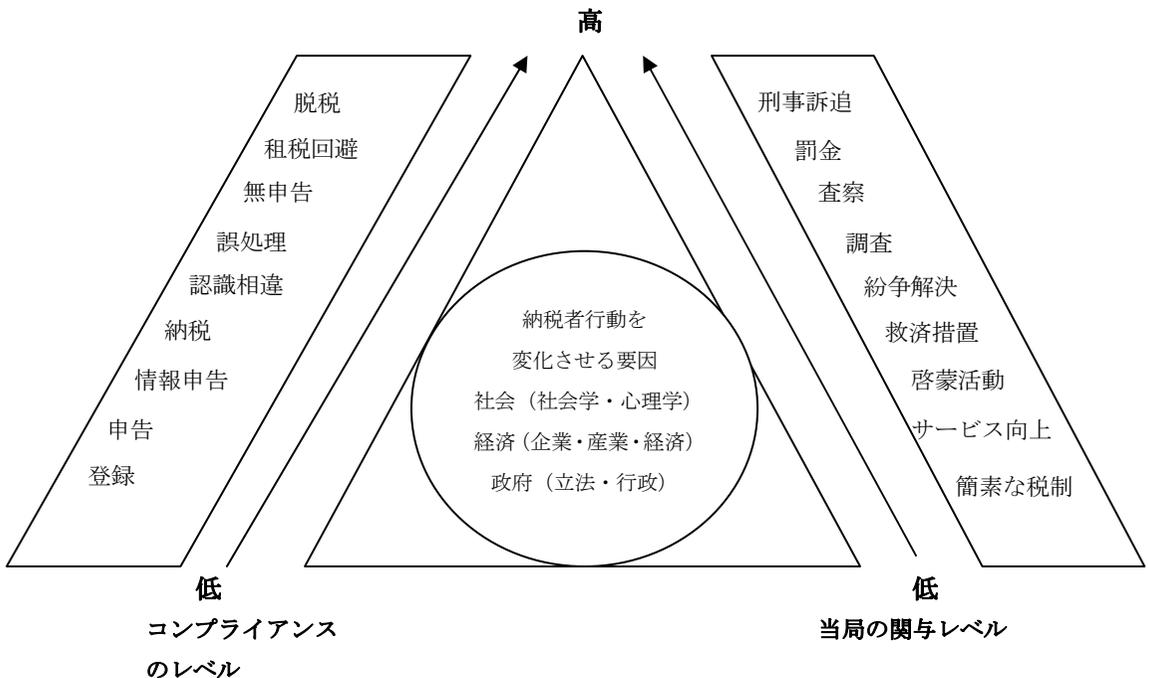
すなわち、納税者の行動（コンプライア  
ンスレベル）が、どのような要因によって  
変化するかを分析し、それぞれのレベルに  
おいて有効な施策を実施することで、CRA  
の資源を効果的・効率的に投下すること  
を目標としている。

本庁のコンプライアンス局にあるコン  
プライアンス調査課(Compliance Research  
Division、職員数約 40 名)では、納税者

の行動に影響を与える要因についての基  
礎的な研究や、CRA の施策とコンプライ  
アンスの関係に関する分析調査を行って  
いる。

また、同じくコンプライアンス局のリ  
スク査定課 (Risk Assessment Division、職  
員数約 40 名)では、実際の調査選定に使  
用されるリスクマネジメントプログラム  
COMPASS (Compliance Measurement,  
Profiling and Assessment System) の開  
発・運用を行っており、現場の調査官とも  
連携を図りながら、より効果的・効率的な  
調査や施策の実施に努めている。

(納税者行動と税務行政の関係)



- ・ 社会的要因：税制に対する信頼度や政府全体に対する信頼度、社会的責任に対する国民の意識など。税務行政の透明度を高めることで、納税者の遵法意識が向上する。
- ・ 経済的要因：労働市場の変化、企業の利益水準、景気動向など。景気が悪く所得が低調の時は脱税が増える。
- ・ 政府的要因：法律・制度のわかりやすさ、罰則の有無等。税務行政と福祉行政の統合は、納税者の遵法意識を高める効果がある。

6 賦課・徴収における事務運営

(1) 申告書の処理

申告書には以下の3種類のシステム処理がなされる。

① 査定前審査プログラム

(Pre-assessment Review Program)

確定申告書は郵送で申告処理センターに送付され、氏名（事業者名）や社会保障番号（法人は事業番号）等のチェック、及び、税額計算等についての簡単な審査をコンピュータで自動的に行う。

この段階で、各種の税額控除や給付手当等の誤りが修正され、修正税額と修正理由、及び遅延利息等が、査定通知書 (Notice of Assessment) により納税者に通知される。

2008年度において、申告書1件当たり471カナダドル（約4万2千円）の修正税額が発見された。

② システム審査プログラム

(Processing Review Program)

各申告者の過去の申告状況をスコアによって表し、よりリスクの高い納税者を判別するためのシステムで、全ての納税者に適用され、また、調査選定のシステムにも応用される。

2008年度において、申告書1件当たり257カナダドル（約2万3千円）の修正税額が発見された。

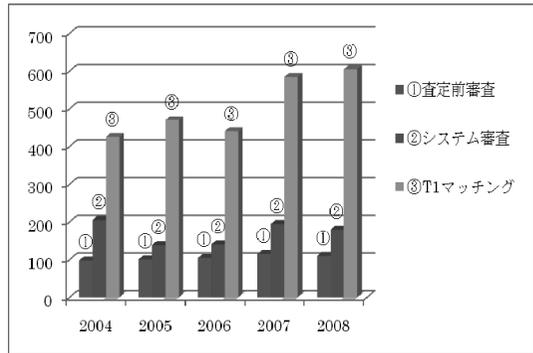
③ T1 マッチングプログラム

(T1 Matching Program)

雇用者の提出する源泉徴収票や金融機関等が提出する法定調書と、各申告書の該当欄をマッチングさせるシステムである。

【各システムによる修正税額合計】

(単位：百万カナダドル)



(2) 期間制限等

査定通知書の内容はその発送後3年（CCPC以外の一般法人については4年）以内の税務調査によって変更されることがある。また、非居住者である関連会社等の一定の取引については、この期限がさらに3年間延長される。不正申告や虚偽申告の場合は期間制限はなく、申告書が提出されていない取引についても税務当局はいつでも査定を行うことができる（所得税法152条）。

(3) 調査事務

① 調査選定

各税務署 (Tax service Office) には、調査選定のために使用するシステム「COMPASS (Compliance Measurement, Profiling and Assessment System)」が存在する。

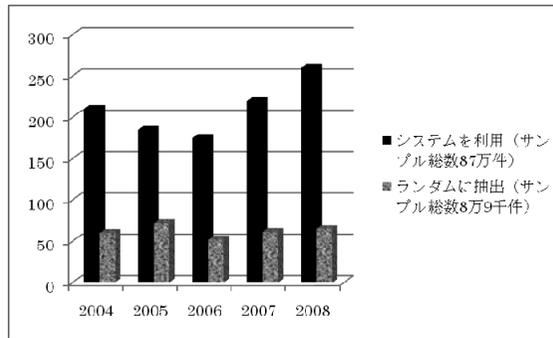
このシステムには、CRAの保有する所得税の申告・調査データのほかに、利子・配当及び給与の源泉徴収票や法定資料<sup>(19)</sup>のデータ、地方の固定資産税や税関に関するデータ、近隣居住者及び地域特性にかかるデータ等も入力されており、個人の社会保障番号や法人の事業者番号、業種、及び所得水準ごとにデータベース化されている。

各税務署にある調査開発チームでは、これらのデータを基に作成した、コンプライアンスリスクに関するレポートを分析し、次回調査の必要性和その範囲（着眼点）について判断

する（例えば机上調査対象か実地調査対象かの判断等）。

調査チームのマネージャーは、調査開発チームの報告を基に、最終的に調査を行うかどうかの判断をすることになっている。

【サンプル調査～申告一件当たり修正税額(単位：カナダドル)】



② 開始手続

調査対象者又はその代理人等に電話による連絡を行い、その後書面で通知を行う。

③ 調査の進め方

個人については、まず資料の提出又は出頭を求めた上で、必要があれば1人又は数人で事業所等に臨場して調査を行う場合が多い。

法人のうち、特に大規模法人（年間売上が2億5千万カナダドル（約225億円）以上）については、通常複数名（多い場合で10名程度）の調査チームによって行われ、必要に応じ、

情報処理の専門家などが加わる。

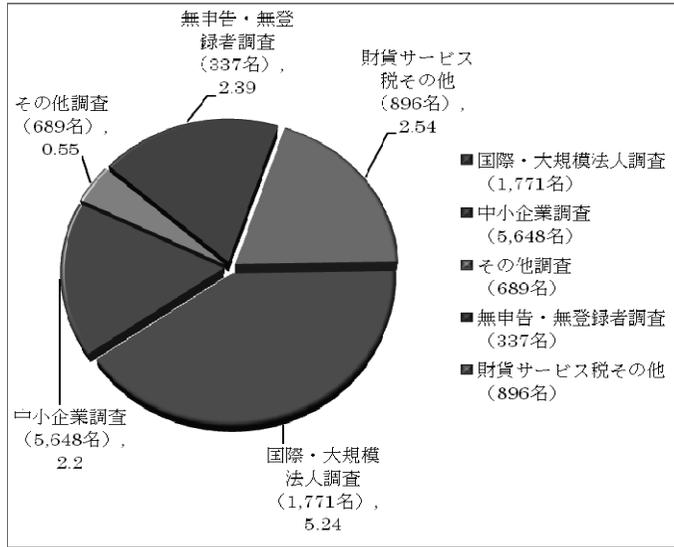
また、一の業種に属する複数企業に対する同時調査には、横並びを比較するために産業スペシャリストや資産評価の専門家を加わる場合がある。

④ 調査頻度と調査期間

大規模法人は、ほぼ毎年臨場して調査を行い、その他の法人や事業者等は、2年から3年に一度の割合で調査を行うのが通例である。<sup>(20)</sup>

調査期間は、大規模法人の場合で約1年程度、それ以外は1カ月から3カ月程度である。

【2008年 各調査の担当者数と増差税額（単位：10億カナダドル）】



⑤ 調査結果の公表

実地調査終了時に、調査対象者に対して、再査定案の詳細を記載した書面 (proposal letter) を送付する。調査対象者は、15日以内か30日以内（期限は延長可能）に再査定案を受け入れるかどうかを返答する。

(4) 徴収事務

① 納付方法

- I 署及び金融機関窓口  
デビットカード、現金、小切手、郵便為替 (Money Order)
- II 郵送 (全国で一か所にしかない集中処理センター宛てに送付する)  
小切手、郵便為替
- III 電子納税 (インターネットバンキング、テレフォンバンキング)
- IV 口座振替 (事前に申し込みが必要)

還付金については、当局からの小切手交付又は口座振込みによるほか、税及び他の公的サービスの未払い額にも充当が可能である。

② 署窓口納付における釣り銭の廃止

CRA (カナダ歳入庁) では、2007年8月13日より、署窓口納付に関して「No Currency Policy」を実施している。これにより、全ての署窓口において、現金の釣り銭は用意されないこととなった。

納税者が納税額を超える現金を持参した場合、その差額は、納税者のアカウントに預け金として留保され、次回以降の納税額に充当される取り扱いとなっている。

③ 地方税の徴収

CRA では、連邦と州との間の租税徴収協定 (Tax Collection Agreement) により、連邦税と州税の一部について徴収を一元化している。

④ 滞納整理

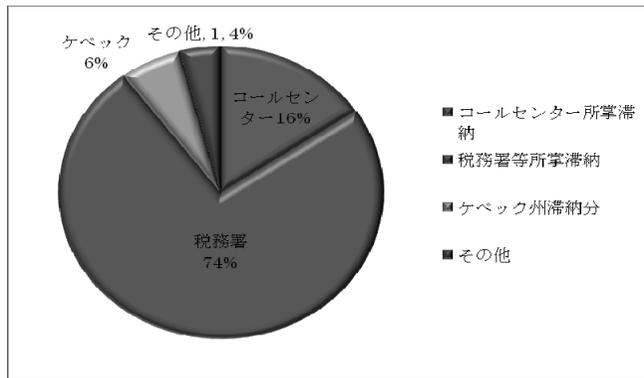
滞納については、郵便又はコールセンターからの電話による督促 (2nd request)、最終通知書 (Final Letter) を経て、差し押さえ等の法的手続 (Legal Action) に移行する。

所得税法に規定する「やむを得ない事情」がある場合には、CRA に対し書面により加算税の減免等の措置 (Fairness Ruling) を求めることが可能である。

2008 年の総滞納税額 (社会保険料

を含む) は 244 億カナダドル (約 2 兆 2 千億円)、滞納発生から 1 年以内に完納が見込める少額滞納等については、コールセンター (DMCC : Debt Management Call Centre) が所掌している。

【2008 年 所掌別滞納の割合】



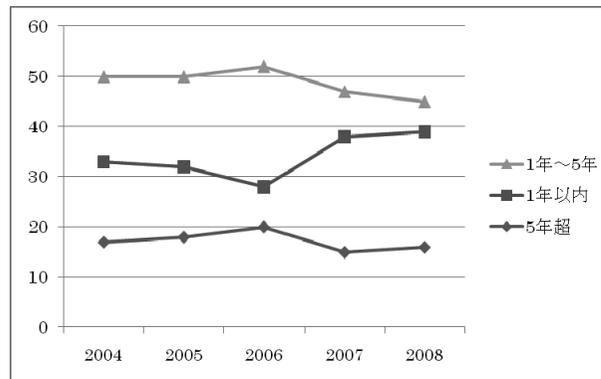
⑤ 滞納圧縮に向けた取り組み

CRA では近年滞納の増加が顕著となっている (2008 年度は、前年より 5.2%の増加)。

特に、所得税の無申告や財貨サービス税の無登録、及び源泉所得税未

納については、滞納残高に与える影響が無視できないことから、賦課部門と共同でそれらの者の特性に関するデータを蓄積し、早期の滞納発見に努めている (IRC : Integrated Revenue Collection)。

【経過年数別滞納の割合 (単位 : %)】



(5) 査察事務

脱税事件は、歳入庁によって脱税者名、脱税額及び事案の概要が公表される(2007年度の告発件数は180件)。査察調査には次の3種類がある。

- ① Leads and Assistance Program : カナダ国内で5つのオフィスを持ち、市民から匿名の情報提供を受け付けている。また、国内外の執行当局からの支援要請に基づく調査も行っている。
- ③ Criminal Investigations Program : 脱税、詐欺(児童手当給付の不正受給等)、密輸など重大な税法違反の嫌疑がある場合の調査を行っている。
- ④ Special Enforcement Program : 組織的犯罪、麻薬犯罪、マネーロンダリング、テロ資金活動等の嫌疑が

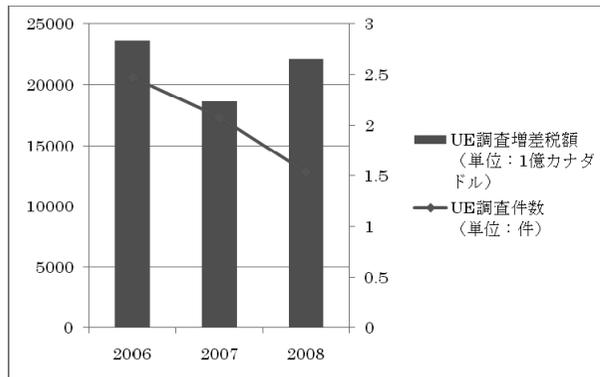
ある場合の調査と強制執行を行う。連邦警察(Royal Canadian Mounted Police)と連携し、他省庁にも駐在員を派遣するなどして、情報共有と協力関係の醸成に努めている。

(6) アンダーグラウンドエコノミー(UE)に対する調査

CRAは、1993年に、カナダ特有の移民コミュニティによる現金商売(主に建設業、レストラン業等)を対象とし、専門調査官1,000名(全調査担当者の約7.8%)、及び財貨サービス税無登録者の解明要員200名の体制を整備した。

近年では調査官の技能の低下が問題となっており、本庁による調査選定データの一元管理や、調査技能研修の実施が決定されるなど、引き続き重要課題として認識されている。

【UEに対する調査件数と増差税額】



7 権利救済制度

(1) 異議申立

納税者は、再査定に不服がある場合、書面で異議を申し立てることができる(異議申立前置主義)。

異議申立期間は、個人及び遺言信託の場合は、再査定通知の日から90日以内か申告期限から1年のいずれか遅い日

まで、その他の場合は、再査定通知の日から90日以内となっている(所得税法165条)。

(2) 訴訟

異議決定に不服がある場合は、異議決定の日からさらに90日以内に租税裁判所に提訴することができる(所得税法169条)。

訴訟制度は三審制で、租税裁判所、連邦控訴審を経て、連邦最高裁判所まで審議が行われる。

なお、一般的に、当局の査定が間違っていることの立証責任は納税者側にあるが、罰則が適用された場合においては、その基となった事実を証明する責任は税務当局にある。<sup>(21)</sup>

## 8 納税者サービス

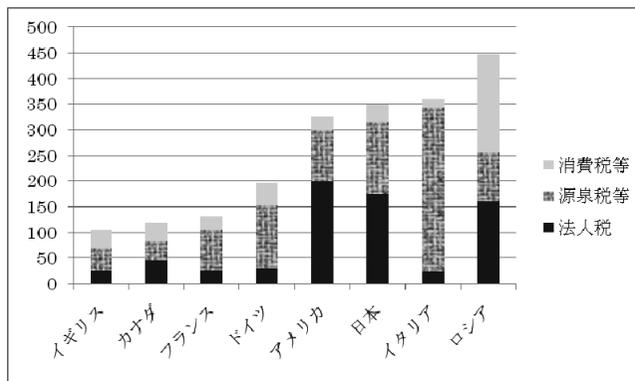
### (1) 納税者権利憲章

1985年に「Declaration of Taxpayer Rights」が制定され、その後2000年に

「Your Rights」が、そして、2007年に納税者が有する権利の明確化と納税者サービスの向上を目的として「Taxpayer Bill of Rights (納税者権利憲章)」が制定された。

この納税者権利憲章には、納税者全般が有する15条の権利<sup>(22)</sup>のほかに、「Commitment to Small Business」と呼ばれる、CRAが中小企業の競争力確保のために宣誓した5条の公約が規定されており、当局は中小企業の負担するコストが最小限となるよう、努力する義務を負っているとされる。

【中小企業が各税の申告・納税に費やす時間（2008年世界銀行調べ）】



### (2) 窓口事務の変更

CRAは、2006年7月に、窓口における納税者サービスを変更し、「対面相談の完全予約制」、及び「署窓口における文書收受事務の廃止」を行った。

これらの変更は、国土の広大なカナダにおいて、全ての納税者が均一のサービスを受ける事を目的として行われ、同時に、CRAウェブサイト及びコールセンターの機能充実も図られた。

税務に関する質問のある者は、まずウェブサイトで確認し、続いてコールセンターに連絡して相談し、それでも解決できなかった場合に初めて、税務署での

対面相談を行う取り扱いとなっている。

### (3) 法令・取引に関する照会

#### ① 事前照会制度 (Advanced Income Tax Rulings)

CRAでは、将来実施予定の取引に関して、有料<sup>(23)</sup>による事前照会を受け付けており、合意に至った内容（ルーリング）については、当局のホームページ等を通じて公開している。当該ルーリングは、その中で明示された納税者及び取引についてのみ拘束性を有し、他の納税者は先例として参考とすることを予定している。

ルーリング発行後に、判決により

法解釈に変更があった場合や、解釈の基となる法律が改正された場合には、当局は効力発生日を明示して解釈変更に関する告知を行うこととされている。

② 法令照会 (Technical Interpretations)

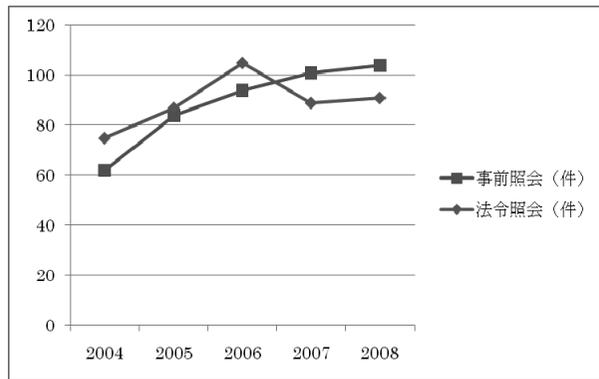
税務署では回答不可能な、個別の法令解釈に関する照会は、24 時間受付の電話サービスで照会することが出来る (2 週間以内の回答を努力

義務としている)。

過去に照会実績がないなど、回答に 30 分以上かかるような照会については、書面で質問することを求められ、それらの質問に対する回答は、CRA で記録・蓄積されることとなっている。

事前照会制度と違って無料のサービスであり、特定の取引に関する照会はできず、調査に対する拘束性も無い。

【利用件数の推移】



(4) 大企業に対する調査促進について

CRA は、「Enhancing Service to Large Businesses (1997 年開始、以下「ESLB」という。)と謳ったガイドラインの中で、大規模法人調査の効率性を上げるための解決策を提示している。ESLB は、以下の 4 つの柱 (サービス) で構成されている (但し、ESLB は法律を根拠としないため、企業と当局の合意の下に手続きが進められるが、法的拘束力はない)。

① 調査協定 (Audit Protocol)

調査協定とは、調査の効率性を図るため、調査開始前に、大企業と当局の間で調査の内容とスケジュールに関する合意を行うものである。通常、各支店ごとの問題点や調査期間

を明らかにし、相互の協力関係を明確にした上で合意が成される。

② 即時調査 (RTA:Real Time Audit)

即時調査とは、大規模法人が税務申告の前に問題点の開示を行い、当局は当該法人の申告期限より前に、その問題点の是非に関する調査を行うものである。

当該法人が、RTA における当局との合意事項に基づいて申告した場合は、その内容に関して当局は、再度税務調査を行わないことを約束する。<sup>(24)</sup>

③ 合同調査 (Concurrent Audit)

合同調査とは、連邦税に係る調査の中で、同時に、関税や州税の調査を行うものである。企業は調査協定の枠組みの中で、関税や州税を指定

して、同時調査の依頼をすることもできる。

④ 調査マネージャー (Large File Case Managers)

調査マネージャーは、大規模法人調査において、全ての税目の調査を取りまとめる役割を担い、企業側からの調査全体に係る要望等について、一元的な窓口となる。

通常、調査協定の申請に基づいて、必要なスタッフや他の官庁とのスケジュールの調整を行い、協定書を作成し、調査終了の際には Statement on Compliance (調査全体を総括し、コンプライアンス上の問題点を列記した文書) を作成して企業に提供する。

(5) 苦情対応

① 問題解決プログラム (PRP : Problem Resolution Program)

異議申立や訴訟になじまないサービスに関する苦情や、通常の手続きでは救済が不可能な人道上の問題等については、各税務署及びタックスセンターに設けられた PRP<sup>(25)</sup> が対応する。当局は、連絡から 48 時間以内に事案の認定を行い、15 日以内に回答することを努力義務としている。

<sup>(26)</sup>

② 情報及びプライバシー保護プログラム (ATIP: Access to Information and Privacy)

納税者のプライバシーに関する苦情については特に、ATIP が対応することとなっている。納税者は特定の様式に記入したうえで、歳入大臣の任命する ATIP コミッショナー<sup>(27)</sup> に提出する。ATIP は国家財政委員会事務局 (Treasury Board of Canada) の出先機関で、オタワ・バンクーバー・モントリオールの税務署等に 78 名が

派遣されており、CRA 専門の対応を行っている。

③ 納税者オンブズマン制度

CRA 職員のサービス全般を対象とし、個々の苦情に対する調査を行うとともに、組織的な問題点の抽出を行うため、2007 年に、納税者権利憲章と同時に創設された。

納税者オンブズマンは歳入大臣によって任命され、CRA から独立して審査等を行い、CRA に対して処理の是正や手続変更等を勧告する。2008 年度の間合せ件数は 3,776 件、審査件数は 900 件、うち解決件数は 800 件と報告されている。

④ 各制度の優先順位について

一般的な苦情について納税者は、CRA の内部組織である PRP を最初の窓口とすることが予定されているが、納税者オンブズマンに対して直接訴えることも可能である。

プライバシーの保護に関する苦情についても、ATIP、若しくは納税者オンブズマンのどちらかを優先させても構わない。

(6) 自発的情報開示制度について

カナダでは、納税者が税務当局に対して、自発的に申告に関する情報を提供することにより、加算税及び刑事訴追の免除を受けることが出来る (VDP : Voluntary Disclosures Program)。納税者が VDP に関する当局の決定に不服がある時は、異議申立 (及び、租税裁判所への提訴) が可能である。

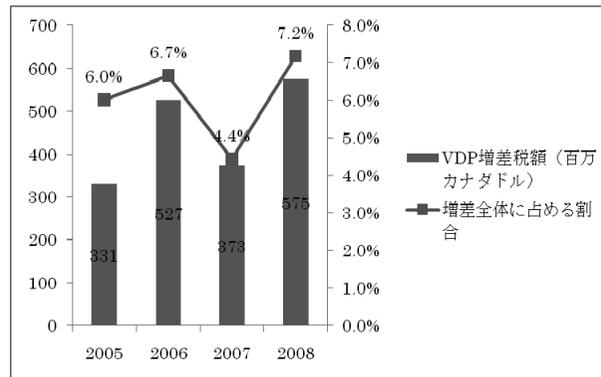
① 適用要件

- I 自発的提供であること。
- II 情報が完全なものであること。
- III ペナルティ (加算税等) が課される可能性がある内容であること。

- IV 原則として申告期限から 1 年以上経過していること。
- ② 効果
  - I 加算税の免除(延滞税は課される)
  - II 刑事訴追の免除
- ③ 氏名等非開示による提出
  - 納税者は氏名等を非公表のまま、

VDP Taxpayer Agreement を提出することが出来る。この場合、審査官は形式審査のみを行い、制度利用の可否を納税者に伝える。納税者が当初書類提出日から 90 日以内に氏名等を開示した場合は、通常の提出があったものとみなされ、それ以外の場合は、当該情報の提出は無効とされる。

【VDP 増差税額と増差全体に占める割合】



## 9 国際課税関係

カナダでは国際的な租税回避に対抗する手段として、一般的租税回避否認規定を設けている(所得税法 245 条)。しかしながら、同条に規定されている「税法の濫用」に関する立証責任は当局にあると考えられていることから、その限界を指摘する声も多かった。

そこで、1980 年代後半からタックスシェルター(所得税法 237 条)や外国資産等(所得税法 233 条)の報告制度を整備し、全国

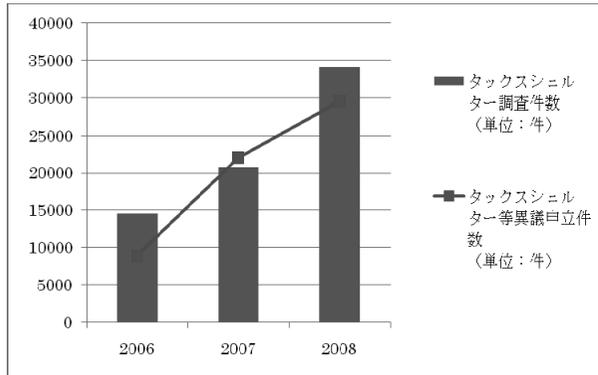
40 か所の税務署に租税回避課を設置するなど、国際的な租税回避やタックスプランニングに対する厳しい姿勢を打ち出している。

また、移転価格課税に関しては、価格の妥当性を示す文書の保存義務と罰則についての規定(所得税法 247 条)を有しており、従来から厳格な調査が行われてきたが、2009 年には調査官の人員をほぼ倍増するなど、さらなる体制の強化を図っている。

(1) タックスシェルター情報開示制度の概要

	義務	罰則等
プロモーター	I 識別番号申請 II 顧客への識別番号通知 III 関連する帳簿記録の保存 IV 各年における顧客の氏名等を含む情報申告書提出	虚偽の申請等については、500 カナダドル(約 4 万 5 千円)と受取報酬の 25% のいずれか大きい額。
納税者	I 識別番号の申告 II 情報申告書コピー添付	スキームにかかる控除等の否認。
対象取引	取得後の 4 課税年度における控除等の額が、購入コストを超える取引等。	

【タックスシェルター調査件数と異議申立件数】



(2) 外国資産、取引等申告制度の概要

	申告対象者	申告内容
外国資産	申告対象年度の一時点で、総額 10 万カナダドル(約 900 万円)以上の外国資産(外国銀行口座、外国法人株式、外国債、外国不動産等)を持つカナダ居住者。	資産ごとの金額を記載する。
外国取引	カナダ居住者で特定外国信託への送金若しくは貸付を行った者、又は特定外国信託から配当若しくは貸付を受けた者。但し、特定外国信託とは、受益者にカナダ居住者が含まれる外国信託を言う。	信託の名称、種類及び受託者・受領した配当又は貸付金額。
罰則	無申告については、最大 2,500 カナダドル(約 22 万 5 千円)、故意又は重過失にかかる無申告は、最大 24,000 カナダドル(約 216 万円)に外国資産の 5% の金額が加算される。	

(3) 移転価格に関する文書の保存義務

移転価格に関する以下の6つの事柄を明らかにした文書を、調査の初日から3カ月以内に提出することとされている。

- ① 移転価格取引に関する商品、又は提供された役務。
- ② 取引条件(取引当事者間の関係が取引条件に影響を与えた場合は、その関係)。
- ③ 取引が行われた時点における、取引当事者の身元、及び当事者間の関係。
- ④ 各取引における機能、提供資産、及び想定リスク。
- ⑤ 各取引における使用データと移転価格メソッド、及び移転価格決定や利益・損失の配分(コスト配分)決定に関する分析方法。
- ⑥ 取引における前提条件、戦略、及び政策等が、移転価格決定や利益・損失の配分(コスト配分)決定に影響を与えた場合は、それらの前提条件、戦略、及び政策等。

納税者が文書を提出できなかった場合は、移転価格計算のための「必要な努力を行わなかった」とみなされ、移転価格調整後の増差所得が、税務計算上の益金の10%と500万カナダドル(約4億5千万円)のいずれか低いほうの額を超える場合には、以下の算式で計算された金額がペナルティとなる。

(算式)

$$10\% \times (\text{移転価格増差所得の全額} - \text{移転価格算定等のために「必要な努力を行った」と認められる部分に対する移転価格増差所得額})$$

10 IT化の状況

(1) 電子申告

① 概要

カナダでは1990年より電子申告の試行を始め、2000年よりインターネットによる電子申告を開始した(法人所得税及び財貨サービス税は2002年開始)。

電子証明書は使用せず、社会保障番号・生年月日・前年の所得金額・アクセスコード(当局が通知する4桁の番号)を入力して本人確認を行う。

電子申告には、以下の3種類の方法がある。

- ・ EFILE:電子申告事業者を通じたパソコン申告
- ・ TELEFILE:タッチトーン電話を利用した申告(主に高齢者等の簡易な申告用)
- ・ NETFILE:インターネットを利用した申告(市販ソフトで作成した申告書を送信)

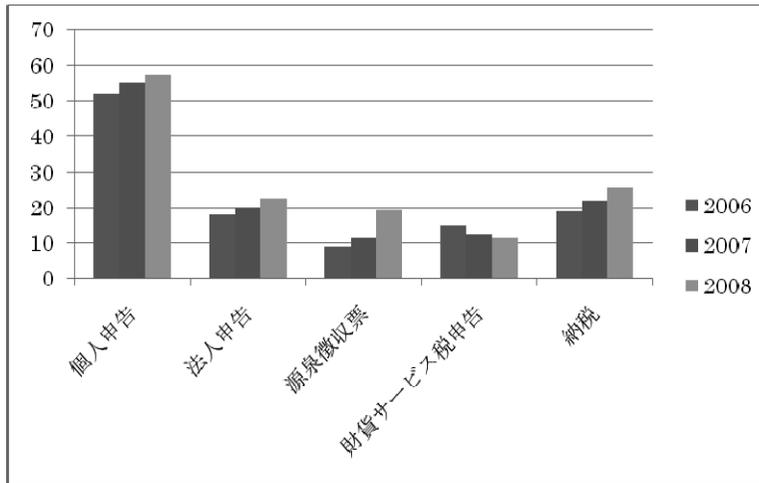
② 添付書類等

電子申告を行った場合は、源泉徴収票等の添付義務が免除され、また、還付金の処理は申告書の受信後8営業日以内に行うこととされている。

(2) 電子納税

CRAと提携した金融機関のインターネットバンキングによる納税が可能で、2007年の電子納税割合は21.8%であった。2009年10月より、CRAウェブサイト金融機関のポータルサイトが追加され、代表者個人の口座から法人の支払いが可能になるなど、利便性が向上した。

【電子申告・納税の割合（単位：％）】



(3) マイアカウント (My Account)

納税者は、カナダ政府が設けた電子政府のプラットフォームである Government of Canada EPASS に登録し、ユーザーID とパスワードを取得することで、以下のサービスを受けることが出来る（2003 年に開始され、電子申告サービスの利用者以外でも利用できる）。

法人向けに「My Business Account」、

税務代理人向けに「Represent a Client」という同様のサービスがある。

- ① 所得税及び財貨サービス税 (GST) の還付金の額、申告額、及び未納額の確認
- ② 各種税額控除の確認
- ③ 申告内容の確認及び修正（法人所得税は修正不可）
- ④ 税務代理人の登録及び変更

(ログイン回数)

		2007	2008
My Account (個人用)		3,287,109	3,846,419
My Business Account (法人用)		110,755	351,510
Represent a Client (税理士)	個人	417,036	1,062,658
	法人	10,875	230,122

おわりに

低所得者に配慮した税額控除中心の制度や、消費税給付付き税額控除、社会保険料と税の一体徴収など、現在の日本で話題となっているいくつかの制度が、すでにカナ

ダでは導入され、順調に運用されている。

十数年前には、財政赤字と失業率の悪化で苦しんでいたカナダが、教育や福祉への配慮を継続しつつ財政再建に成功し、再び活力を取り戻したことは、今の日本にとっ

て希望となるのではないか。

税務行政において CRA は、IT 化を核として納税者サービスを向上し、行政の透明化を推進すると共に、資源の戦略的な配置のため納税者行動の分析を行うなど、先端分野にも力を入れている。

カナダが、多くの移民を受け入れながら、高い教育水準と治安を維持し、世界で最も住みやすい国とされている秘密の一端は、税務行政にも表れているような気がする。

バンクーバー五輪、史上最多 14 個の金メダル獲得に敬意を表しつつ、本稿を締めくくりたい。

- (1) 少数民族に対する政治権力の分配や、文化保護・育成にかかわる社会資本整備を重視する政策。カナダにおける多文化主義の精神は憲法で保障された権利であり、1988 年には多文化主義法も施行されている。
- (2) 2009 年に日本において民主党が採用した「事業仕分け」は、カナダが 1994 年から歳出削減のために導入した「Program Review」をモデルとしている。
- (3) RRSP (Registered Retirement Savings Plan) と呼ばれ、大半の金融機関が扱っており、毎年一定の金額までの拠出額は、課税所得から控除できる制度。
- (4) 2004 年 3 月 22 日以降 2006 年 1 月 1 日以前終了年度は 10 年、2004 年 3 月 22 日以前終了年度は 7 年の繰越が認められる。
- (5) 「Common Law Partner」と呼ばれ、各州ごとに定めた一定の条件を満たしたカップルに、法律婚に近い権利を与えるもの。
- (6) カナダでは高校までが義務教育で授業料無料であるため、それ以外の教育機関が該当する。
- (7) カナダ市民権若しくは永住権保持者に加えて、18 か月以上カナダ国内に滞在し、その後も滞在する権利を所有するカナダ居住者等も含まれる。
- (8) 年間 3,000 カナダドル (約 27 万円) 超の所得がある個人又は世帯のうち、年間所得が 16,667 カナダドル (約 150 万円) 以下の個人、若しくは年間所得が 25,700 カナダドル (約 230 万円) 以下の世帯。
- (9) 非居住者や公開会社等の支配を受けていな

い、非上場のカナダ居住会社。

- (10) カナダ不動産、カナダ事業で使用されている資産、非公開カナダ会社の株式、特定の公開カナダ会社の株式、特定のパートナーシップの持分でパートナーシップ資産の公正市場価格の 50%超が課税カナダ資産又はカナダ資源資産から構成されているもの等を表す。
- (11) 公開会社等の支配を受けていない非上場のカナダ居住会社。
- (12) 配当の受取法人が、配当の支払法人の 10% を超える持分を有している場合は、その配当支払いに伴って支払法人に RDTOH の還付が生ずる場合に限り、受取法人にも RDTOH の支払義務が生じる。
- (13) カナダと租税条約を締結している相手国の居住者のうち、カナダ居住会社の持分が 10%以上の会社。
- (14) 表中の税率は、州法人税が課される場合に適用される、連邦税控除 (10%) を加味した連邦標準税率である。したがって、州法人税が課されないカナダ国外の恒久的施設に帰属する所得については、表中にある税率プラス 10%の連邦基本税率が適用される。
- (15) 投資所得にかかる税率のうち 6.7%については、還付可能配当税 (RDTOH) と同じ扱いを受け、CCPC 自身が配当を行うごとに、その支払配当額の 3 分の 1 が還付される。
- (16) 13 ある州及び準州のうち、所得税について 12 (ケベック州以外)、法人税について 11 (アルバータ州、ケベック州以外) の協定を結び、CRA が徴収を行っている。
- (17) 児童手当、勤労所得手当、GST クレジット等の給付については、申請手続きが税金の申告書を通じて行われるため、CRA はそれらのデータを給付事務の所管官庁である人材技能開発省に連絡することとなっている。実際の給付にかかる事務手続は、サービスカナダが行っている。サービスカナダは、2005 年に、カナダにおける各種社会保険政策等に係るワンストップサービスを目指し、所管官庁から委託を受ける形で、国民に対する各種の事務手続き、及び情報提供等を行っている組織である。
- (18) 2008 年度においては、パートタイム及び期間採用も含め、6,936 名の者が新規に雇用された。
- (19) Contract Payment Reporting System (CPRS) と呼ばれる、建設業等の取引に関する法定調書の提出制度がある。所得の 50%以上を建設業等により得ている建設事業者と、民間から

サービスを受けた連邦政府の 各省庁等は、支払先 1 件当たり 500 カナダドル（約 4 万 5 千円）を超える取引について、支払先ごとの法定調書を提出する義務がある。2006 年度における提出義務者は約 150 万件とされている。

- (20) カナダ当局の発表した 2005 年度の実調率は、大規模法人で 57.1%、通常法人（年間売上 1 千 5 百万カナダドル（約 13 億 5 千万円）以上 2 億 5 千万カナダドル（約 225 億円）以下）で 13.1%、中小企業及び個人事業者では 1%以下となっており、2006 年以降、公式な発表が行われなくなったことから、実調率の低下が問題となっているようである。
- (21) 判例：Supreme Court of Canada in *Johnston v. M. N. R.*, (1948) 3 DTC 1182
- (22) 法律に基づいた適正な手続による課税・徴収を受ける権利や、適正な納税者サービスを受ける権利、さらに、当局の活動に関するレポートを入手しうる権利等が規定されている。
- (23) 最初の 10 時間は 1 時間につき 100 カナダドル（約 9 千円）、10 時間を超えると 1 時間につき 155 カナダドルの手数料を支払う。なお、手続き的には、申請時に最初の 5 時間分及び消費税（535 カナダドル）を前払いする。
- (24) RTA は申告書の提出期限までに調査の終了が見込めることが条件となっており、時間的制約等から、あまり利用が進んでいない。
- (25) 本庁では不服審査局（Appeals Branch）が PRP に対する監督業務を行っており、本庁を含めた従事職員数は 67 名である。
- (26) CRA の公表では、2009 年の PRP 該当事案のうち、96.5%が当該基準を満たしたとしている。
- (27) コミッショナーは証人喚問や証拠提出命令の権限を持つが、最終的には CRA に対しての勧告を行うに留まり、法的拘束力のある決定はできない。